社会保険労務士法人 幸和会
www.sr-mrk.com

報　酬　表〈表示価格は消費税込。令和6.1.1改正〉

Ⅰ．顧問報酬（法第2条第1項　第1号・第1号の2・第1号の3に掲げる業務）

社会保険労務士法別表第１のうち、次の８つの法令に基づいて行政機関等に提出する申請書等の作成、申請書等の提出代理（又は提出代行）及び労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導の業務（複雑なものを除く）を、月を単位として継続的に受託する場合に受ける報酬

１）　労働基準法（就業規則、各種労使協定、事業付属寄宿舎規則を除く）
２）　労働者災害補償保険法
３）　雇用保険法（二事業に係る給付申請を除く）
４）　労働保険の保険料の徴収に関する法律（概算・確定保険料申告を除く）
５）　労働安全衛生法（許認可申請、設計・作図・強度計算、現場確認を除く）
６）　健康保険法（標準報酬月額算定基礎届を除く）
７）　厚生年金保険法（標準報酬月額算定基礎届、年金裁定請求書等年金にかかる申請書を除く）
８）　国民年金法（年金裁定請求書等年金にかかる申請書を除く）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
人　員	4人以下	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~69人	70~99人	100~149人	150~199人	200~249人	250~299人	300人以上
報酬月額	24,200円	36,300円	48,400円	60,500円	72,600円	96,800円	121,000円	157,300円	193,600円	229,900円	266,200円	協　議

※１　人員は、事業主・役員を含み、パートタイマー等非正規従業員については2人で正規従業員1人に換算します。　※２　上記8つの法律の一部の顧問契約については、右表に掲げる割合となります。

一部顧問の報酬		（左表の額の）
労災保険のみの顧問	継続事業	５０％
	有期事業	６０
雇用保険のみの顧問		５０
労災・雇用保険のみの顧問		８０
健康保険のみの顧問		５０
厚生年金保険のみの顧問		５０
健康保険・厚生年金保険のみの顧問		５０

Ⅱ．相談顧問報酬（法第2条第1項　第3号に掲げる業務）

労働社会保険諸法令及び労務管理に関する項目につき、月を単位として継続的に相談を受け、その指導を受託する場合に受ける報酬（人員のカウントは「顧問報酬」に同じ）

	①	②	③	④	⑤	⑥
人　員	~49人	50~99人	100~199人	200~499人	500～999人	1,000人以上
報酬月額	33,000円	55,000円	88,000円	132,000円	176,000円	協　議

Ⅲ．手続報酬（法第2条第1項　第1号・第1号の2・第1号の3に掲げる業務）

手続（手続代理）ごとに受託する場合に受ける報酬

１．諸届等
① 諸届、報告　22,000円
② 許認可申請　36,300円

２．就業規則、諸規程の作成・変更、届出
① 就業規則
② 賃金・退職金・旅費等規程　新規及び全部変更　275,000円～
③ 育児・介護休業等規程　一部変更　165,000円～
④ その他の人事関係規程　（いずれも一規程につき）
◎規程の「審査」については、新規作成と同額を申し受けます。

３．労働保険・社会保険の新規適用届、廃止（全喪）届
① 新規適用

法令 / 人員	労災保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険
4人以下	55,000円	88,000円
5~9人	77,000円	110,000円
10~19人	99,000円	132,000円
20人以上	1人増すごとに1,100円加算	1人増すごとに1,100円加算

② 適用廃止

法令 / 人員	労災保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険
10人未満	55,000円	55,000円
10人以上	1人増すごとに1,100円加算	

４．保険料申告、算定

法令 / 人員	労働保険料概算・確定申告 継続事業	一括有期事業	有期事業	健康保険・厚生年金保険〔算定基礎届〕〔月額変更届〕〔賞与支払届〕
9人以下	33,000円	・工事24件未満 44,000円 ・24~48件未満 66,000円 ・48件以上 協議	55,000円	27,500円
10人~19人	44,000円			38,500円
20人~29人				49,500円
30人~39人	66,000円			60,500円
40人~49人				71,500円
50人以上	協議			協　議

５．保険給付申請・請求

項　目	額（請求1回につき）
労災保険・健康保険請求	33,000円または支給額の12.5%～18.75%の高い方の額
年金給付請求【一般的なもの】	33,000円
第三者行為による保険給付請求	労災保険　88,000円
	健康保険　66,000円
雇用保険法二事業等による給付請求	着手金　申請額の10.0% 助成金報酬　給付額の12.5%～25.0%
労災保険特別加入に係る給付請求	33,000円
高年齢者雇用継続給付・育児休業給付申請	証明書（確認票含む）16,500円
	支給申請　11,000円
その他の申請等	22,000円

６．各種労使協定
① 時間外・休日労働協定届　（１件につき）　18,150円
② ①以外の労使協定書作成　（１件につき）　18,150円

７．労働安全衛生
① 事故報告　66,000円
② 労働者死傷病報告（休業４日以上）　22,000円
③ 一般的な諸届　18,150円
④ 労働安全衛生に係る複雑な諸届　協　議

８．その他の各法関係
① 職業安定法　求人の申込　一般　27,500円
〃　学卒　44,000円
② 労働者派遣法
ア 一般労働者派遣事業許可申請　220,000円
イ 特定労働者派遣事業届　110,000円
ウ 労働者派遣事業廃止届　55,000円
③ 最低賃金法　適用除外申請　33,000円
④ 地域雇用開発等促進法、その他各種助成金
1つの申請・請求ごとに110,000円に助成額の2%を加算した額。ただし、助成額が5,000万円を超える場合は超える部分についての加算率は協議
⑤ 不服申立　審査請求　121,000円
異議申立　121,000円
再審査請求　181,500円

※１　手続報酬は、事務代理を行なう場合20%を加算します。　※２　3.②適用廃止について、人員は、労災保険・雇用保険法については１．顧問報酬の項を準用し、健康保険・厚生年金保険については被保険者数とします。離職証明書及び任意継続被保険者等に関する各種手続作成は、1件につき5,500円を加算します。　※３　4.保険料申告、算定について、人員は3.②の適用廃止を準用します。二元適用事業及び特別加入等が2件以上にわたる場合は、申告書1件ごとに16,500円を加算します。　※４　5.保険給付申請・請求について、「年金給付請求」の複雑なものは、着手金33,000円。受給権発生時に年金額の2か月分または初回振込受給額の12.5~18.75%のいずれか高い方の額。その他複雑なものは、協議。

Ⅳ．個別労働関係紛争解決代理報酬（法第2条第1項　第1号の4・第1号の5・第1号の6に掲げる業務）

１．あっせん申請書又は答弁書を作成した場合に受ける報酬	１件につき　181,500円	複雑なものは協議
２．あっせんを代理する場合に受ける報酬	１時間につき　18,150円	
３．労働組合による団体交渉立会に受ける着手金	121,000円～242,000円	
４．労働組合による団体交渉にあたって、立会う場合に受ける報酬	１時間につき　23,100円	
５．労働組合による団体交渉が終結した際に受ける報酬	121,000円または解決金の12.5%～25.0%の高い方の額	

Ⅴ．帳簿作成報酬（法第2条第1項　第2号に掲げる業務）

労働社会保険諸法令に基づいて帳簿を作成した場合受ける報酬（申請書等を除く）　その種類・量ごと協議

Ⅵ．労務管理報酬（法第2条第1項　第3号に掲げる業務）

労務管理に関する下記の項目につき、相談・指導、企画・立案及び運用の指導を受託する場合に受ける報酬　（報酬額は、例示の項目ごととする）

項　目	相談・指導	企画・立案	運用の指導	例　示
１．雇用管理	1回・半日につき 55,000円	550,000円	1回・半日につき 55,000円	①要員計画　②採用基準　③適性検査　④配置・異動計画　⑤昇進・昇格計画（女性昇進制度）　⑥職務再編成
２．人事管理		825,000円		①職務調査　②職務分析・職務評価　③役割要件書、職務記述書　④職務分掌　⑤人事考課　⑥人事記録　⑦自己申告
３．教育訓練		550,000円		①教育訓練計画（新入社員教育、管理者教育、技能訓練、定年退職前教育）　②ビジネス・コーチング
４．賃金管理		825,000円		①賃金水準検討　②賃金体系　③賞与　④退職金（基本給との絶縁）　⑤付加価値・労働分配　⑥職務発明等報奨制度
５．労働時間管理		550,000円		①労働時間　②変形労働時間制　③フレックスタイム制　④裁量労働制　⑤休暇制度（リフレッシュ休暇等）
６．安全・衛生管理		825,000円		①安全・衛生管理計画　②健康管理　③作業改善　④安全・衛生管理組織　⑤安全・衛生教育計画　⑥メンタル・ヘルス推進
７．人間関係管理		825,000円		①モラール・サーベイ　②セクシュアル・ハラスメント防止　③パワー・ハラスメント防止　④マタニティ等ハラスメント防止
８．企業福祉		550,000円		①社員財産形成　②共済制度　③慶弔見舞金　④レクリエーション　⑤カフェテリア・プラン　⑥企業年金
９．労務監査		1,100,000円		①監査計画　②労務監査　③労務監査報告

※ 報酬額は、50人規模を基礎としたものです。50人以上は協議。労務管理に係る相談・指導を顧問として行なう場合は、協議。

Ⅶ．相談・立会・調査・指導報酬（法第2条第1項　第3号に掲げる業務）

１．相談報酬	労務相談を受ける場合の報酬（Ⅰ「顧問報酬」を契約頂いている場合は、特別な労務相談）	１時間につき　18,150円
２．立会報酬	関係官庁の行なう調査等に立会う場合に受ける報酬（被調査報告書・是正報告書等の作成を含む）	〃　27,720円
３．調査報酬	依頼を受けた業務に付随して調査・資料収集等特別な業務に従事した場合の報酬	〃　23,760円
４．指導報酬	依頼を受けて事業所に訪問し、特別な業務に従事した場合の報酬	〃　18,150円

※１　いずれも１時間未満の場合、１時間の額を申し受けます。　※２　立会報酬‥‥ご依頼により２名以上の社労士が立会った場合は、１名につき同金額を申し受けます。

Ⅷ．講演報酬（法第2条第1項　第1号の3に掲げる業務）

１時間につき　110,000円（資料作成料を含む）

（資料印刷代は含みません。１時間未満の場合、１時間の額を申し受けます）

Ⅸ．旅費・日当・宿泊費

業務依頼に関し出張した場合に受ける報酬

旅費	鉄道（グリーン）、航空機、船舶（特等）、車両通行料（滋賀県外に限る。）の実費	宿泊費	実　費	日当	55,000円

Ⅹ．給与計算事務料

①基本料　月額26,400円。ただし、初期プログラミング料として、給与計算事務料の２か月分を申し受けます。
②５人以上は、基本料に１人増すごとに660円を加算します。③賞与計算は、１回につき上記給与計算と同様の額を申し受けます。
④臨時の給与計算は、事前見積のうえ協議。

Ⅺ．特例

①印紙税は、別途頂戴します。　②緊急依頼は、20%を加算します。　③着手料……既適用事業場を新規契約した場合は当該報酬の0.5ヵ月分。手続報酬及び労務管理報酬は当該報酬の50%以内。就業規則等規程の作成については50%。ただし、着手料受領後の解約は着手料の返却をいたしません。
〔表示価格は消費税込です。また、源泉税は差し引いて頂く必要はありません〕

※この報酬表は、予告なく改正することがあります。